

第二十八回国会 衆議院 社会労働委員会議録第三十一号

昭和三十三年四月一日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 植村 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 野澤 清人君

理事 八田 貞義君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君

小川 半次君 大橋 武夫君

龜山 孝一君 小島 徹三君

小林 郁君 田子 一民君

藤本 捨助君 古川 文吉君

山下 春江君 五島 虎雄君

中原 健次君 山花 秀雄君

吉川 兼光君

出席國務大臣 堀本 鎌三君

出席政府委員 厚生事務官

(社会局長) 安田 巖君

委員外の出席者 専門員

川井 章知君

三月三十一日

国際労働条約第八十七号批准に関する決議案(淺沼稻次郎君外五名提出、決議第四号)

同日

医薬類似行為既存業者の業務存続に関する請願(瀧尾弘吉君紹介)(第二五五四号)

傷病手当の給付期間延長等に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)(第二五五五号)

結核回復者の優先雇用に関する請願

第一類第七号

社会労働委員會議録第三十一号

昭和三十三年四月一日

(鈴木茂三郎君紹介)(第二五五六号)

生活保護法の基準額引上げ等に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)(第二五五七号)

同(門司亮君紹介)(第二五五八号)

同(三宅正一君紹介)(第二五六七号)

同(帆足計君紹介)(第二六六八号)

同(足鹿寛君紹介)(第二七〇五号)

戦傷病療養者の保障に関する請願(門司亮君紹介)(第二五五九号)

同(三宅正一君紹介)(第二六六六号)

民間電気治療業禁止反対に関する請願(外四十一件)(受田新吉君紹介)(第二五六〇号)

同(大坪保雄君紹介)(第二五六一号)

同(外二十六件)(原彪君紹介)(第二五六二号)

同(外三件)(福田篤泰君紹介)(第二五六三三号)

同(外八件)(松岡駒吉君紹介)(第二五六四四号)

同(外一件)(佐伯宗義君紹介)(第二五六五五号)

同(外九件)(千葉三郎君紹介)(第二五六六六号)

同(外四件)(古井喜實君紹介)(第二五六七七号)

同(渡邊良夫君紹介)(第二六〇八八号)

同(外二十件)(受田新吉君紹介)(第二六六二二号)

同(外十七件)(首藤新八君紹介)(第二六六三三三号)

同(外五件)(渡海元三郎君紹介)(第二六六四四四号)

同(外一件)(福田昌子君紹介)(第二六六五五五号)

六五号)

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(首藤新八君紹介)(第二六六六〇号)

職業訓練制度確立に関する請願(首藤新八君紹介)(第二六六一号)

社会保険の診療制限撤廃に関する請願(帆足計君紹介)(第二六六九号)

私設保育所保育の待遇改善等に関する請願(高岡大輔君紹介)(第二七〇四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十四号)(參議院送付)

○森山委員長 これより會議を開きます。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を許します。滝井義高君。

○滝井委員 社会福祉事業法の一部を改正する法律について非常にたくさん質問点があるので、時間の関係がありまして、おもな点だけ時間を俟約して質問させていただきます。

まず第一に最近全国的に町村の合併が非常に進展してきました。そして同時に新しい市が誕生して、たとえばわれわれ福岡県のごときは地方事務所が廃止せられるという状態が出てきた

わけです。地方自治体の中にある程度行政機構の改革というものが進んでおるといふことです。従って、そういう情勢から見ると、当然福祉事務所等の管轄区域も著しい変動を起してきつたと思ふのです。今度の改正の第三点として指定都市以外の市政令で指定する人口二十万以上の市は、条例で二以上の福祉事務所を設置することができるとしておりますが、こういうことはおそらく一面そういう問題を反映してのことではないかと思ふのですが、先般当委員会でも身体障害者福祉司の問題を質問したとき、全国の五百有余の市が結局身体障害者福祉司というものを置くことができないということ、必ずしもそのために置いていなかった、こういう事態があったわけですから、従って、客観的に本日の町村合併の進展や新しい市の誕生、地方自治体の行政機構の改革、こういう状態から考えると、福祉事務所の再編成が当然問題になってくるだろうと思ふのですが、社会局としては、こういうような地図の塗り変えに伴う福祉事務所の再編成をどういうようにお考えになっておられるのか、これを一つ聞かしてもらいたい。

○安田(農)政府委員 大へん重要な御質問でございます。お話をうかがうと、現在福祉事務所が九百六十七のうちで五百八十が市の福祉事務所になっておられるわけでありまして、そのうちで人口の三万から五万という市が大部分を占めておられるわけでありまして、そういう市

と今の福祉事務所の再編成というものは二つの問題が出てくるわけなんです。つまり三万から五万程度の地域に一つの福祉事務所を設けるといふことが果して適当であるかどうかというところは、福祉事務所を作り出したときには大体人口十万というものを福祉地区としておられますから、その程度では規模が小さ過ぎて福祉事務所の組織としての組織的な活動というものについて十分でないのじゃないかという問題が一つあると思ふます。それからもう一つは、従来県の管轄でありました郡部がほとんど市の中に入ってくるということになります。そういうことは、山奥まで市になつておるために、管轄の区域が、早く申しますと飛び地のようなのが出てくるというように、この二つの問題があると思ふのであります。これをもし是正しようということになりますと、やはり市に福祉事務所を設けないで県に全部福祉事務所をやらせたらどうかという問題も起きてくるし、あるいはまた一定の人口以上の市にだけ福祉事務所を置くというように、これが組織や管轄のことだから考えればそういうような問題も出てくるわけなんです。しかしこれは御承知のように、市といふことは福祉事務所を持ちたいという要望が非常に強いのであります。そういうことをいいたしますことは政府内部でもいろいろ意見がございまして、実はいろいろ研究いたしておりますけれども、具体的な

いい案が出てこないということなのでございます。そのかわり今御指摘になりましたように、今回の改正におきましては二十万以上でもやはり市には一つだという現在の規定を改めまして、二十万以上になりますならば、大体十萬につき一カ所の福祉事務所というふうな基準もあるのでありますから、二つ以上置くことができるというふうい規定に改めまして、御指摘の点につきましては少しでもよくしたい、一歩前進したいという気持を表わしたわけでありました。

〔委員長退席、植村委員長代理着席〕

○滝井委員 今局長さんから、二つの問題があると言われた。一つは、三万、五万の地域に福祉事務所を、そういう市ができたためにだんだん置くことになると思うのですが、それから山の奥まで町村合併のために市に入るといふことになりまして、県に福祉事務所を移して県の所管にした方がいいというふうな一つの考えも出てくる。問題は、前者の、三万か五万の地域に福祉事務所を置くという、この問題ですね。最近、町村合併で三万、五万の市ができたと思うのです。今改正法が出てくるかどうかはちょっと記憶ありませんが、今度人口三万くらいのもので一つ市にしてくれという陳情書がわれわれのところに来たおつたと思ふのであります。そうしますと、県所管の福祉事務所から、今度は町であつた三万くらいのものが市になるといふことになる、当然これは福祉事務所を持つことになるわけです。そういう傾向のもの、つまり三万ないし五万という小規模の市で福祉事務所を

持っているものが今全国的に見てどのくらいあつて、持たないものがどのくらいあるのか、そういうものの機構というものは、財政的に見ても福祉行政を遂行する上に非常な支障を来たしている情勢が一体あるのかないのか、こういう点について一つ御説明を願います。

○安田(巖)政府委員 今のお話の中で、三万から五万くらいの市で福祉事務所を持つていられるものも持っていないものというお話がありました。実は市になりますと必ずこれは持たなければならぬ規定でございますので、全部持つております。

それから、これも御承知でありましょうけれども、今の自治庁の基準というものは五万になつておりますから、そこで三万から五万というのが経過的にできたわけでありまして、これは私は確かな数字は覚えておりませんが、二百くらいあるのじゃないかと思ひます。そこで、現在はすでに五万というふうな自治庁が引き上げたというところは、行政組織としての市の資格にはやはり人口五万くらいが適当ではないかという一つの標準がなされたといふふうにも考えるわけでありまして、さしあたり問題としては三万から五万の市は福祉事務所を持たないで県でやたらどうかという問題もあるわけでありまして、しかしこれは、せつかく三万から五万の市ができたときに福祉事務所を持つことになつたわけでございますから、それをまたすぐもとに戻すといふことになると、いかにも朝令暮改でありまして、いろいろ問題が起きるわけでございますので、そういう点につきましてはいろいろ考

えたことはございます。五万までは持たないことにしたらどうかということも考えたことはございますが、さしあつたりの点では踏み切りがつかないというのが現状であります。

それから、三万くらいの市におきまして、福祉事務所の組織なり充実の状況はどうであらうかというお話、これはもはやなほごもつともお話でございます。私も実は心配いたしておるものであります。しかし現在のところでは、新しく町村を合併したりしまして人員をたくさんかかえたような関係もございまして、福祉事務所は案外充足率がいいのでございます。ただし、その人的な内容を見ますと、資格のない者がおつたり、あるいは相当高齢者がそういうところに入つておるといふような関係で、必ずしも全部がいいとはいえない。しかし数の上では一応の充足率を示しておつて、県よりかえつて充足率がいいというところもある、こういう状態でございます。

○滝井委員 問題は、三万から五万の市というものが二百カ所あるというところは、九百六十七の福祉事務所の約二割ちょっとを占めておるわけなんです。そうしますと、まあ枯れ木も花のにぎわいで、失礼な言葉でございますが、人がたくさんおつてもそこに質的に内容が充実いたしておらなければ――福祉事務所のものは非常に専門的な能力を必要とする仕事でございます。具体的に申しますならば、たとえば社会福祉主事、こういう福祉行政の中核になる人間というものがそこにはやはり当然充足されてなければならぬと思ふ。ところがいなかの役場で衛生係もやるし福祉もやるし税務もや

る、国民保険もやる、八百屋で何もかもやっておつたのでは工合が悪いと思ふのですが、一体三万から五万くらいの市でそれきつとした社会福祉主事が置かれておるところが、二百カ所のうちでどのくらいあります。

○安田(巖)政府委員 三万から五万までの市だけの調査が今手元になつてございまして、市部と郡部の福祉事務所の職員の状況をちょっとお話しいたしますと、郡部の方、つまり県の方は現業員つまりケース・ワーカーの方の充足率が三十二年九月一日現在で七九・八%、それから市部の方が九四%、相当いいわけでございます。それから今度はこの逆に資格率になつて参りますと、有資格率が郡部の方は七三・九%、市部の方が六五・六%でございますから、私が今申しましたようなことと、あるいはまた滝井委員の御指摘になつたようなことが出てくるわけでございます。

○滝井委員 問題は從つて郡と名のつくところはケース・ワーカー等の充足率は低いけれども、そこには名実ともに実力者がおるといふことなんです。これは結局その吏員の身分の所属するところが、行政的にいつて一段高い県であるということにこういう結果が出てきていると思ふ。ところが三万から五万の市、そういうものが全国の市の非常に大きな部分を占めておるのだが、そこでは充足率は九四%も人間はおるけれども、実際に資格のある者は六割五分だ、こういう明らかに逆の結果が出てきているところに、私はやっぱり問題があると思ふのです。何といつても近代における生存競争の、悪い言葉で言いますれば、敗北者とい

うようなものがやはり都市に多くなつていっていることなんです。そうしますと、あとでまた触れますが、福祉行政というものは、郡部はまだ家族制度があつてどうにか防いでいけると思ふのです。ところが市部はやはりそうはいかぬ。日本の家族制度が新しい憲法によつて崩壊過程をたどつておるといふことになると、それは端的に市部で先行して進んでいく、こういうことになりまして、やはり福祉行政の重点というものが少くとも新しくできる市なりすでにできておる市にある程度置かれなければならぬ、特に機構と人事の面において置かなければならぬという感じがするのです。これは機構の面から見ても、その救済の対象の、防貧政策を遂行する対象の面からいつても、そういう状態が明白に出てきておると思ふのです。一体そういう重点的な行政をとられておるのかどうかといふことなんです。

○安田(巖)政府委員 今のお話は全く同感でございます。生活保護の問題は大都市に多いといふことは、これはまあお話の通りなんです。そこで先ほど私は市全般的についての数字だと申し上げたのでありますけれども、やはり新しくできた小さい市の方に問題があつて、それから福祉事務所の制度ができました当初から大きな市でありましたところでは、今日までに非常に充実いたしております。大都市のごときは、これは大体県よりはいいぐらゐの内容を持つておるのであります。待遇等におきましてもむしろ県よりいいんじゃないかといふようなことを考へておるわけでございます。問題はやはり三万から五万くらいの市に

あるわけでございます。そこで私も、お話のようにそれでは三万から五万の市を県に返したらどうかというようなことを考えたことがあるのでございます。しかし県の方が今の充足率になるためには、ほとんど六、七年私どもがいろいろ苦心をし、県当局が努力いたしましたようやくこまで来たわけでありまして、それを考えますと、新市とはいひながらやはりこれから努力すれば改善の余地があるのではないかと、こういうことも考えられるわけでありまして、同時にまた、新しく市になったところは県からはずれたわけななであります。それをまた県の方へ返すという、それでは県がそれをまた受け入れてすぐに充実させるかという、やはりまた四、五年の努力が必要なのではないかというところも考えるわけでありまして、そういうことを天びんにかけて私どもその辺が踏み切りがたいところになっておるわけでございまして、今お話のようなことは、今後今の制度が続く限りは、できるだけ努力いたしまして内容を充実するようにいたしたいと思ひます。

○滝井委員　すでに福祉事務所における人的な構成というものが非常に脆弱な状態にあることは、局長さんもお認めになった。従つて今後新しい町村合併においてできた市においても、やはりこれを充実していくためには、財政上のバック・アップが必要になってくるわけである。そうすると人件費その他が交付税、交付金によつてまかなわれておるひもつき財源でないというところにも一つの欠陥があるわけである。今回二十万以上の都市に二つ以上の福祉事務所を設けてよろしい、こういうこ

とが一つと、それから課題は、新しい市に対する財政上の措置をどういう程度にされておるか、これは今度法律が通れば三十三年度から実施されることになるのでしようが、そういう場合の町村合併も大体終止符を打たれてきておるわけである。今後はできたものを健全に育てていくということになるわけなんです。それから、どういふ財政上の手が打たれることになるのか。

○安田(農)政府委員　この前も御質問がございましたので申し上げたのでありますけれども、福祉事務所の職員の費用というものは、現在の交付税、交付金で見込んでおるわけでありまして、府県と市町村を合せますと約二十五億九千八百万円が見込んでおるわけでありまして、これはそれぞれまた根拠がございまして、もし必要がございましてしたら御説明申し上げます。それでは新しく二以上の福祉事務所を置いた場合にその費用は見込んであるかどうかというところでは福岡と川崎というのがそうなるというところがはつきりわかつておりますから、その二つは見込んであるわけでございます。これは二以上置くことができないということでありまして、必ず置かなければならぬというふうにはなっていないわけでございます。としましては、今申し上げたようなことがやつてあるわけでございます。

○滝井委員　交付税、交付金で二十五億が府県及び市町村分として支出をされておるの、問題はひもつきがついていないために、一般財源として市町村財政あるいは府県の財政ではこれが使われることになるのです。従つてそ

ういう二十五億ということがはつきりしておるということになると、それぞれの各県にそれが配分される状態も大体ある程度わかつてきておるのではないかと申すのであります。そういう点を府県なり市町村にやはり社会局長さんの方から指示をして、そしてそれだけのものはひもつき財源ではないけれども、それに準ずる形をとつていかないと、福祉行政というものはなかなか伸展しないと思ふのです。あとでもまた出ます

が、政府の財政政策というものが僕らに見通しがある程度誤まつてきつとあると思ふのですが、次第に不況が進展する、世界的な不況というものは、アメリカならアメリカ一國で今までは済んでおつたものが、最近の不況の状態を見ると、やはりすでにヨーロッパ、イギリスその他においても、もはや不況が同じような状態に出てき始めた。こういう状態になると、春になつて日本の景気が好転するなというところは考えられぬ。どうしてもこれは、やはり日銀の山際さんが言うように、秋から来年の初頭にまで及ぶという客観情勢があるときなんですから、この際やはり防貧、救貧の福祉行政というものは相当拍車をかけなければならぬと思ふのです。そういう点で二十五億の金がとれたならば、それはやはり明白に二十五億にプラス・アルファを今度は市町村なり県なりがつき込んで、福祉行政を推進するといふ形を作つてもらわなければいかぬと思ふ。ところが

が実情はなかなかそうはいかぬところ、福祉行政の問題があると思ふのです。こういう点はどういう御指導を府県なり市町村にされておるか、これは大臣でもけつこうだし、安田さんで

もけつこうですが……。○安田(農)政府委員　今の財政の問題というものが、やはりこういう福祉行政についても重要な問題であることはお説の通りなものであります。私ども常々そういう点についてはいろいろと考えておるわけでありまして、しかしこれは滝井委員のよく御存じの通りで、交付税交付金というのとはただ基本の財政需要に見込んだというだけであ

りまして、現実にはそういう費用がこないところもあるわけでありまして、そこでそれをひもつきにするということは意味がないわけなんです。交付税交付金である限りはそういうものななで、それで私どもは地方には交付税交付金が見込まれておるといふ数字はちゃんと示しておりますけれども、いろいろ金体的な財政のバランスからいってそれが実現しない。そこで私どもは、はなはだしく充足率が悪かつたりあるいは有資格率が悪い、そして私どもが監査をいたしまして非常な欠陥があるというふうなことがわかります。ときには、もうこれは生活保護の費用というものは、ほんとうならば清算払いが原則なんでありまして、金を出さないぞというくらいきつことを言つて充足させております。そういうふうなことで、七、八年の間によやくこまでできたわけでありまして、今後いろいろ考えまして、今お話のように、人員の上におきましても質の上におきましても内容を充実するように一その努力をして参りたいと思ひます。

○滝井委員　どうも今の答弁は、私はあまり納得ができないのです。というのが、御存じの通り地方財政が非常に窮乏をしております。今年度はだいぶ自然

増その他が出てよくなつてきました。が、ここ数年来はずつと福祉事務所の充足率が悪いし、監査しても欠陥があるそれを悪いからといって、今度は生活保護の費用をやらぬぞと申すと、市町村はどうなるかという逆にとつて、ここをしばつてくる。どうせ出す金はないから、国から文句言われるから、ここをしばろうじやないかといつて保護費をしぼることになる。そういうことに現実はいつておる。従つてやはり私はこの福祉行政を推進しようとするならば、それを交付税の形にやなくて、明白なひもつき財源、国庫補助金か負担金の形でこういうものをする必要があると思ふ。そうしないと、これはもうどうせやらなければならぬ金なんです。貧しい人に金をやらぬと言つたて、要するに干ばしにするわけにいかぬのですから、政治に人道主義を貫いておるとすれば、やはりこれは上げなければならぬ金なんです。そうすると交付税なんかでしてあるところの問題がある。おそらく全国の福祉事務所はそう言ひます。交付税だからいかぬのだ、きつと金を出してくれるならこちらは何とかする……。

ところが大蔵省へ行けば交付税で出しておる。何もかも十は一からあげて交付税で片づけられるところに問題がある。それで責任態勢を明らかにするた

めには、二十五億といふものをとつたのだ。そしてこれを一つアンバランスのないように全国にそれぞれ行政に配分していくという方針をとれば、あなたの方の行政も身が入りますよ。しかも統制力が強くなると思ひます。はおかしいけれども、やはり意思が浸透しますよ。ところが交付税じゃ、あ

これは普通交付税と特別交付税でおれらが陳情したからとれたのだということになってしまふ。この点は大庭どうですか。この福祉行政については来年度あたりからは大蔵省と折衝して、大きなプールみたいな交付税の中へ入れておかぬで、貧しいながらもわが家の池を一つ作ってもらつて、そこへ金魚でも泳がせてもらつた方がよいと思ふのです。だから小さいながらもわが家の池を作るといふ意味で、交付税からこれをある程度とれるということが、現在の福祉行政を推進する一つのポイントになってくると思ふ。この点大臣はどうお考えになりますか。

○堀本国務大臣 交付税交付金でもって総額的に算定の基礎に立って出したときに、実際に地方の自治体においてその趣旨的に使われなくて、他の費用に充たされるというふうなことが考えられないでもないであります。そういう福祉行政を推進する上からは中央の意思が地方に浸透するためには、補助金なりその他の方法によつて的確にそれがその方途に使われる必要があるというところは、私は一つの方法であろうとは考えますし、現に他の行政部門におきましては、いろいろの事例を残しておるのではありませんが、これは滝井さん率直に申しますが、私が厚生大臣になつてからの悩みは、一つはそれな問題で私に指摘されるように、現場の機関を充実しなければ、中央だけではだめだ。真に民衆の生活に入つて参らないといふ点が一つの悩みであります。それからいふと地方自治法自体に基く地方自治体の自主性を尊重するといふことも実は大きな目的である。率直

にいつて一番大切なことは、地方自治体自身が国民の生活を守ることではなからうか。むしろこの種の問題につきましては、地方自治体が率先して設けてくれといふ要求が強く出てくるのが、地方自治体をあずかつておるもの責任ではなからうかということも考えられるのであります。と同時に補助金制度が御承知の通りにいろいろな方面から批判の対象になって、しかもそれが滝井さんの言われるように、世界情勢が不景気になればなるだけ財政がきびしく、その場合に福祉行政の方面に對して国がウェットをより置いていくという方針をとつても、現実の問題としてそういうふうな方向になかなかいきにくいといふことも事実であります。地方自治の本旨を貫きながら、厚生行政、社会福祉行政を現実に民衆の間に取り入れていく方法については、三十三年度はともかくとして、今後この問題の調整についてはぜひ解決していかなければならぬ問題であるが、どういふ解決法が一番いいかというところを各般から検討いたしておるような次第でございます。その点に關しましては、すでに自治庁長官の方にも、私どもの考え方と自治庁の考え方とをどう調節するか、自治庁自身においても一ぺん思いをひそめて考えてもらいたいといふことを申し入れておるような次第でございます。いづれにしても今後の重要な問題の一つとして考へていかなければならぬと思つておるような状態でございます。

○滝井委員 地方における行政が当然住民に及ぶ場合には、特に福祉行政といふものが財政の豊かなところは非常に豊富な福祉行政が行われ、貧弱なところでは非常に劣悪な福祉行政であるという、同じ国民に異なる行政区域が違ふ、住居が違ふからといってアンパランスであつてはならぬと思ふ。やはり一國を形成しておる運命共同体であるならば、当然少くとも貧しい階層に對する施策といふものは全国アンパランスのない、平均的なものが与えられなければならぬと思ふ。ところがさいぜんの御説明にもありました通り、充足率が悪いといふようなことになり、またそれから監査して欠陥があるといふことになると、實際はそんなことをしたくなくとも、まあ冗談にでも生活保護費をちよつとしはれと言わなければならぬことになる。實際はそうじゃないでしようけれども、そう言わざるを得ぬことになる。ところがしばらくは、大衆は何の責任もないのです。たまたまその住んでおる自治体が財政的に貧弱であつたがゆゑにそういうお言葉の結果が出てくる。これは安田さんが悪いわけじゃない、それはよくわかる。一体それはどこに原因があるかというところ、結局豊かなところでもその自治体の長がそんなものに熱意を持たないという気持があれば金を出さぬわけですから。そしてまた選挙に有利なところを金を出さぬ、道路をやる、橋をかけよう、こうなる。ところが補助金の形が負担金の形で、自治体が二分の一つけなければならぬといふことになつていけば、有無を言はずそれは自治体の自主性はそれによつて阻害されるかもしれない。しかし私はその程度の自主性の阻害は、住民の福祉といふ点から考えたら、むしろ住民の福

祉が向上するといふ比重の方を重く見ていいのじゃないかと思ふ。そういう点で私今大臣にぜひやってくれといふ言葉をもらつたおとさ言ひません。滝井さんに約束ばかりさせられるからと言われますから、そういうことはいたしません。大臣の良識にきよは期待をしておくわけですが、ぜひそういう根本的な欠陥というものが現実に福祉行政の伸展の上にあるといふことだけを一つ御記憶になつていただきたいと思います。そしてできればそういう努力をしていただきたいと思います。

次は、私は行政は機構も大事だけれども、人間だといふ感じを持つておる。やはり人間がまじめな行政を推進するといふ形が充足されればその行政はうまくいくんだといふ感じを持つておる。そうしますと、福祉行政を推進する上において、地方に社会福祉協議会といふものがあります。これはその地域社会が社会福祉の向上という共同の目的のもとに篤志家とか、社会教育家とか宗教家、PTAとか青年団とかいろいろの団体の有志が集まつてきたのが社会福祉協議会だと思ふのです。いわば地域の社会福祉を向上させるために組織化されたものだと思ひますが、一体この社会福祉協議会の目的を達成するための事務機構といふものはどういふことになつてゐるのか、簡単に説明してくれませんか。

○安田(農)政府委員 社会福祉協議会は、今お話のように、民間のそういうことに対する関係者とか、志を持つております者が集まつて行つてこの自主的な一つの組織運動でございますが、その本来の性質の通りに事務的な組織をどうしなければならぬという規定は全然ないのであります。大ざっぱに申しますと、法律に書いてありますのは府県社会福祉協議会だけで、市町村社会福祉協議会については触れてないわけですが、そうして府県の社会福祉協議会につきましては相当の人員を置いてやつておりますけれども、末端に参りますと、いろいろ財源等の関係で、ほんとうにツォランティアが集まるということと、月給をもらつて専門的に事務をやるという人は大体ないのが普通じゃないか。ただ町村単位でございますので、町村の役場の方がそれをいろいろ援助している場合が相当あるといふような状態でございます。

○滝井委員 そうしますと、大體事務的な機構はわかりましたが、この会を運営していく財政の基盤といふものは、よくなくなった方がいらつしやるかと、あとで香典返しみたいなものがありまして、それは何々社会福祉協議会にこれこれの金を寄付しておきましたという通知が来る。ああいうものも財政の基盤になつてゐると思ふのですが、一体主たる財政基盤といふものは何に置いておりますか。

○安田(農)政府委員 自主的な組織にいたしまして、お金の方がなければ活動できないのでございますから、その点はやはり社会福祉協議会の組織の上に非常に大きな問題だと思ひます。現実においてもこの点が一番難点だと思つてゐるのであります。普通理想的にいうならば、自分たちが集まつて自分の村をよくしよう、自分のところの近隣の人たちの社会福祉をはかつていきたいといふことでございまして、会費制度によるのが一番いいわけでございますが、これを出してゐるところ

では、私は行政は機構も大事だけれども、人間だといふ感じを持つておる。やはり人間がまじめな行政を推進するといふ形が充足されればその行政はうまくいくんだといふ感じを持つておる。そうしますと、福祉行政を推進する上において、地方に社会福祉協議会といふものがあります。これはその地域社会が社会福祉の向上という共同の目的のもとに篤志家とか、社会教育家とか宗教家、PTAとか青年団とかいろいろの団体の有志が集まつてきたのが社会福祉協議会だと思ふのです。いわば地域の社会福祉を向上させるために組織化されたものだと思ひますが、一体この社会福祉協議会の目的を達成するための事務機構といふものはどういふことになつてゐるのか、簡単に説明してくれませんか。

いったような線で伸ばしていくべきじゃないかというふうに考えております。

○滝井委員　私がお尋ねしたい点を先に言ってくれたのですが、実は私は民生委員協議会との関係を聞きたかったわけでありまして。別に民生委員協議会というもののがれっきとしてあるわけなんです。そして実質的には社会福祉協議会というものはいろいろな人が入っておりますが、その中核になっているのは民生委員です。そして別に民生委員協議会というものがある。私は部会があるのは知りませんでした、その部会が社会福祉協議会の中には民生委員部会というものがあるようであります。民生委員協議会が出ましたが、実は青少年

年不良化防止という問題を一つ取り上げた。そうしますとまずこの問題をやはり一番先に取り上げてやろうというところはどこかという、警察の中にある防犯協会です。これは一つの警察の後援団体的な役割もやるが、市町村の自治体警察のときは、防犯協会の警察官の柔道着や何かの金は県からなかなか出にくいから、やっていったことも記憶しておる。そういうときには、やはりその地域の住民から警察官の柔道着の寄付金を集めるわけにはいかなないから、青少年の不良化防止というような運動を同時に取り上げて、地域から代表が出て防犯協会を作ってやるわけだ。それから社会福祉協議会の方も防犯運動をやっておる。いま一つどういうものがやっておるかという、今度のは社会教育団体、公民館活動でやるわけだが、それらのものの間に有機的な連係がない。同じ防犯運動をやっているけれども、人は同じだ。調べてみるの

と、公民館で一生懸命にやっている人も、社会福祉協議会で一生懸命にやっている人も、防犯協会にやっている人も同じだ。民生委員で熱心な人は、防犯協会の役員になってもいい。公民館の世話役にもなってもいい。三つの会合が同時に開かれて一人の人が引っぱりだ。こういう実態があるわけだ。従って社会福祉協議会が、今あなたの御説明がありました通り、民生委員の協議会の中核のような形になっておるということになります。その社会福祉協議会の地域活動における有機的な連絡と申しますか、公民館活動なり、民生委員の活動なり、防犯協会なり、社会福祉協議会なり、少くとも目的を同じくするこれらのものの連絡調整をとった活動の起さなければならぬのに、それが無い。福祉事務所は福祉事務所の道を歩いており、社会教育団体はその教育団体の道を歩いておって、この間の連絡がないところに、会議のみ多くして実務がでないという一つの問題がある。従って今言ったようなものの調整が行われて、共同の目的について共に金を出し合ってやることになる。少い経費で能率が上って実績が上ってくるようになるわけだ。こういう点を十分行政上の指導の問題として考えてもらう必要があるのではないかと。そうしないと事務機構もなければ財政基盤もないものが、あつちの会議、こちの会議に引っぱり出されて、民生委員がもたらした自分の手当を出してまで運動しなければならぬのは、よほどの篤志家か何かでなければ、貧しい日本ではなかなかできぬということ

になる。そういうことになると、大会のときははなはだしく花火を打ち上げられるけれども、それだけのことで、帰ったときにはもとのもくあみになつたということでは困るので、そういう点ぜひ一つ何か今までにやられたことがあれば、こういうことをやられたことがあつたということをお教え願いたい。○安田(慶)政府委員 これも福祉協議会の活動の上に大へん大事な点であります。しかし今おあげになりましたような例は、私否定はいたしませんけれども、悪い方の例で全部が全部そうであるというわけでもないであります。福祉協議会というものは、今おあげになりましたような公民館の活動、警察の後援団体で行いますところの青少年の不良化防止というような問題を取り上げなければならぬ。しかし福祉協議会は協議体であつて実行体でないから、今申されたような機関なり団体は、当然社会福祉協議会のメンバーであります。福祉事務所も当然入っております。そこでそういう人たちが集まって協議をいたしまして、実際にやるのが防犯協会であつても公民館でもかまわない、それはそれぞれの専門の機関にやらせる方がいいのであります。自分が金を出して全部引き受けるという趣旨ではないわけですね。ただ民生委員の場合は、民生委員自体を見ますと、それは一つの実行組織である、社会福祉における協力の機関であります。自分で仕事をやるわけでありまして、しかし民生委員が自分たちだけで働いて、自分たちだけで物事をよくして、自分たちだけで考え、よくしますと、今の日本の社会福祉事業と

いうものはうまくいかぬ。ですから、それを社会福祉協議会の中に入れて、そして他の社会施設をうまく利用し、連携するような趣旨で入れたわけでありまして、昔の民生委員というものは、大抵個人の人格なり能力なり社会的な地位というもので活動したわけでありまして、けつこうそれで効果をあげたわけですね。青少年の不良化の問題をまく指導し、家庭を救つてやり、同時にまた就職口まで見つけてやるというやうなことも、一人の人がやつた。あるいは低所得階層の援護問題でも、一人の民生委員の個人の力でできたわけでありまして、これは今後はそうしたいことが非常にむずかしくなりました。このこともありまして、これは社会福祉協議会の中に入り、そして就職のあつせんならば自分の地位やいろいろな社会的なつながりでもって就職あつせんをすることもけつこうでありますけれども、同時にいろいろな他の福祉機関の中にもその人を入れたらとて、あるいは公的な職業あつせん機関を利用してやるのかというわけですね。民生委員を入れたというわけでありまして、現実には今私が言つたやうに、いっていいところもあるかと思ひますけれども、ねらいはそういうところにあるわけでありまして、いつもそういう指導をしておりますが、確かに今おっしゃつたやうに、財政的な基盤が貧弱であるというところは、何と申しましても一つの大きな欠陥であります。

引っぱり出されていく、こういう欠陥がある。だから従つて市町村のそれらの目的を同じくする団体というものは、やはりときどき連絡調整の会議を設けてやつていくことが必要だと思ふ。そういう役割をやばり音頭をとつてやれるところは、総合調整という役割を演ずる社会福祉協議会あたりが一番いいんじゃないかという感じはしておるわけですね。まあこれは民間団体の運営の問題でありますので、あまり官庁がくちばしをいれることも自主性を阻害することになりますけれども、何せ福祉事務所、そしてその協力機関である民生委員というものが中核である限りにおいては、そこあたりが、それらの運営の問題について気を使つておかないと、うまくいかぬのじゃないかという感じがするのです。次は社会福祉事業振興会の問題ですが、これは今年出資金一億ですから、多分全部で四億三千万円になつたわけですね。二十九年に三千万と三十、三十一、三十二、三十三とずつ一億ずつです。ですから、四億三千万になつたわけですが、これは主として比較的小規模で急を要するやうなものに金が出ておるやうにあるのです。日本の社会福祉施設というものは、非常に不足しておるし、しかも施設的に見ても老朽陳腐化の傾向があるわけなんです。しかも対象者というものはだんだん激増をしていく客観情勢があるわけですね。一体今この社会福祉事業振興会の特殊法人が行う助成の経費というものはどういふ方面に主として多く出ていっているのか、少し具体的に御説明してくれませんか。

○安田(慶)政府委員 この三十三年度の予算を入れますと、お話のように、四億三千万円になるわけでありまして、けれども、今までの貸付は昭和二十九年度が五十四億で二千九百九十八万円、三十年度が百三十六億で一億一千三百六十六万円、三十一年度が百三十七億一億三千二百六十一万円、三十二年度の実績が、まだちょっと手元にございませんが、そういうわけで、大体の割合を申しますと、やはり児童福祉施設が一番大きいわけでありまして、あとは養老院であるとかその他の生活保護施設というものであります。その中に特異なもので、社会福祉事業になつておる医療機関に貸し付けたものも若干の件数があると思つております。○滝井委員 これは主として民間の社会福祉事業に全部貸し付けたものではないですか。○安田(慶)政府委員 短期の貸付等におきましては百万円以下のものもありまして、大体百万円以上五百万円くらいまでの貸付が一番数が多いと思ひます。○滝井委員 この貸付の規模によって大体民間の社会福祉事業の規模がきまつてくるわけですね。日本の社会福祉事業というものは、特に公的社会福祉事業というものは社会福祉三法によって行われていくわけなんです。ところが、民間のものは非常にバラエティに富んでおるわけですね。そうすると、百万から五百万程度の規模で民間の社会福祉事業を行われるということにも一考を要するところがあるのじゃないか、もう少し民間は大きくてもいいのじゃないかと私は思ふのです。これは篤志家の

寄付その他も必要かと思ひます。そうすると、この社会福祉事業振興会のお金のワケがたとえ一千万円程度になつたとしても、それだけに民間の社会福祉事業の規模が大きくなる。規模が大きくなると、経営する方も心理的に温和になつてくるし、入人もやはり気持よく迎えられる、こういう形が出てくるのじゃないかと私は思ふ。そうすると、百万から五百万程度になると、やはり自分の福祉行政をうまくやろうということになると、セレクトシヨンをやるわけですが、対象を選んでは、もうあまり成績の悪いのじゃ工合が悪い、こういうことになつて、どこの民間の福祉事業からもつまはじきをされるようなものが出てこないとも限らない。そういう点でこの社会福祉事業振興会の資金の融通その他必要な助成というものは、今の民間の施設の老朽の状態や施設不足の状態から見ても、もう少し拡大をする必要があるのじゃないか。これはちょっと表面的に見ると何か消費的な捨て金のような感じがいたしますけれども、これはやはり落ちぶれた國民に再び勇氣と新しい気持で立ち上りを与える一つの大きな母体をなすと思ふ。だからそういう点でこれはまた大臣から約束をとるわけではございませんが、こういう社会福祉事業振興会の出資金なんというのはいささか置いておいて、だれもあまり質問しないのですよ。だからどんなことに使われておるか、どういふことになつておるか、おそらく大臣もお知りにならぬと思ふ。こういう片すみのものこそ取り上げて、われわれは振興という名前がついておることをや

らなければならぬと思ふ。ところがこういうものはえてしてすみっこに置かれて、法案が何年前に通つたらそれきりで、だれも質問もしないし、片すみに置かれて、どういふことが行われておるかということはだれも関心を持たない。ところが日本の民間の社会福祉事業の規模をこれで決定しますよ。そうすると、一億円という金しか毎年出してないというところが結局民間の社会福祉事業の規模を決定して、四百三十六億というたな上げ資金を一方において、ジェットロとか労働協和とかいふものには莫大な何十億という金を一ぺんに持つていくけれども、ほんとうに大衆にあたたかい気持で政治の心を移してやろうという振興会には一億の金しか出ていかぬということですね。そしてしかも四年間かかつてわずかに四億三千万円しか出なかつた。外資がなんじの国の社会福祉事業の現状を見せよといつたら、おそらくこれだけ見せたらわかりますわ。だからそういう点でももう少し考えなければいかぬと思ふのです。近代的な福祉国家においては国が國民のめんどうを見ることもそれは当然だと思ひます。しかしやはり自主的に民間からわれわれの同胞を救おうという運動が起つても私はいいと思ふのです。その呼び水として政府がそこに幾分の金を融通をして、おこいふことも必要だと思ふのです。こういう点でこの四年間、二十九年度の三千万円が三十年に一億になつた、その後ずつと四年間一億ずつなんですね。これでは福祉行政というものは昭和三十年の大臣から三十三年度の堀木厚生大臣まで一歩も前進してないといふことなんです。これは数字が示し

てゐる。堀木さん解散があつたらやめるかどうか知りませんが、置きみやげにこの際こういうことは事務当局に十分いつて、もう少し前進させる必要があると思ふ。私はきょうは約束はとりませんが、やっぱりそういう考え方は持つておく必要があると思ふ。この点、大臣はどうお考えになるか。

○堀木国務大臣 滝井さんお承知かどうか知りませんが、私、民間にいたときにはやはり福祉事業をやつておりました。自分のやつておられます社会福祉事業は割合に財政的な基礎が強いといふことが、他の民間の社会福祉法人のやつておる社会福祉事業が、率直に言えば今おつしやつたように、本人は非常に熱心にやつておる、しかし國家は顧みてくれないという氣持が非常に強いことを痛感いたしておりました。おつしやる通り、一方においては國家責任というものを回避するわけではございませぬが、他方においてこういう事業の性質上、民間の篤志家がほんとうにみずから人類同胞のために見ていられないという氣持から立つて社会福祉事業をやつておる人に対してもう少し國家が考えるべきであるという点につきましては、私全く御同感でございます。そして率直にいえばこれらの事業は、やはり國の事業とそういう民間の篤志の事業の活発な自主的な活動と相伴つて完壁を期し得るのだといふふうに考へておりますので、今後この点については十分努めて参りたいと思へておるような次第でございます。むしろこの振興会自身に國家財政から出ますものは少ございませぬが、私どもとしてはあらゆる他の資金源を動員してこれらの面に援助の手を差し伸べた

い、こういうふうにお考へておるような次第でございます。

○滝井委員 ぜひそうしてもらいたたいと思ふのです。これは長谷川さんであつたか言つておつたかと思ふのですが、社会福祉事業には銀行はなかなか金を貸さない。差し押えもなかなかできませんしね。そして多くの施設はいろいろの不幸な人を収容してゐるので利潤が上るわけでもないし、金を貸さないといふことになると、個人の淨財というものはすぐ限界がくる。やはり個人が自分の淨財を出してでもやろうという意欲を起させるためには國が幾分の呼び水をしなければならぬ。それが年間一億程度では民間社会福祉事業の規模というものはそれで決定せられてしまふ。こういう關係があつて國家にばかり依存する形が出てくるわけなんです。やはり民間福祉事業を振興せしめようとするならば、どうしてもある程度呼び水としての融資面を拡大する必要があると思ふ。これは貸しておつても金は返ってくるわけなんです。それから、やりきりにはならぬわけですが、ぜひ一つこれは考へていただきたいと思ふ。

だんだん時間が過ぎましたから、最後にもう少し大事なところだけ尋ねます。低額所得層対策なんでありまして、昭和三十三年度の不況というものはわれわれは昭和二十九年の不況ほど深刻だとは考へておりません。しかし最近の失業保険の状態を見ると、やはり相当注目しなければならぬ状態が出てきました。二十九年度の不況のときに、おいては月に四十九万九千九百九十九人の失業保険をもらつた人が出てきておりました。三十三年は三十二年より七万程度多

いだろうといふことで月三十七万三千人ぐらゐの予算が計上されておると思ふのです。ところが昭和三十三年の一月になつてみると、失業保険を受けた人が四十四万九千人になつてきた。昭和二十九年度の最高は十二万九千人なんです。もちろん日本の労働人口といふものは昭和二十九年に比べたらふえてきておるといふこともありますが、とにかく失業保険の受給者といふものが二十九年度の最高より本年の一月はふえた。約二万程度ふえているといふこと。それから失業対策事業を見ても、労働省は当初不況が相当深刻化するだろう、操業短縮、滞貨、そして卸売物価がだんだん下り、こういう状態になつて操業短縮のために相當の失業といふものが出てくるだろうといふことで、多分労働省は月三十万ぐらゐの失業対策事業を要求したと思ふのです。それが二十五万に削減をされております。それからいま一つはこの中小企業に対する政府の金融措置を見ますと、今年度の措置といふものは、大体相当金が返ってくるだろう、返つてきたものを今度は運転資金に回して再び貸し付けるといふ、こういう状態を考へた。ところがだんだん不況が深刻化してそのしわといふものが中小企業に及んできたために、必ずしも回収がうまくいきつたない。こういう大あらましの問題を考へてみますと、当然これは安田さんの所管の生活保護の対象についてこれは幾分おくれまします。失業保険や失業対策事業より幾分おくれまします。私は数字を持っています時間がありませんが、おそらく二十九年度よりか、私は生活保護の対象者としてあな

の方が予算に上げるのは百五十万合で、減つてきておるわけなんです。減つてきておるけれども、これは財政的にも支出は、人数も相当ふえてくるだろうと思う。ただしそれは短期的に見るとずれてくる。失業保険や失業対策事業よりは六カ月か一年はずれてくるだろうと思うのです。そういう深刻な客観情勢があるときに、一体低所得階層の対策というものをどうしていくかということなんです。これをもう貧乏に陥れてしまつて救済では間に合わないと思うのです。やはりとどめるならば、少くとも失業保険が失業対策の段階で防貧政策をもつてとどめなければならぬと思うのです。これが政治の要諦であり、親切であるところだと思ふのですが、その役割がある面は社会福祉事業にこれは負わせるところがあると思う。世帯更生資金とか、医療の貸付金というものがあつたと思うのです。しかしそれだけではこれはもはや足らぬと思ふのです。一体厚生省は具体的この問題を、不況がこういう深刻化の状態にあるときに、どういう工合に厚生行政をそれに持っていくとするのか。これは予算をお組みになつたときとは情勢が最近はいふ違つてきたわけですね。これはさいせんも申し上げました通り、この不況というものは政府は四月か五月くらいにはよくなるだろうくらいに思つておつただけけれども、今の状態ではそういう情勢ではないと思ふのです。そうすると深刻化の情勢が出てくるが、単に病氣になつた者に金を貸すということだけで足るのか足らないのかということなんです。その点何か厚生行政がこういう客観情勢の変化につれて何かやることをお考

えになつてゐるのかどうか。
○安田(蔵)政府委員 今の不況の見通しなでございませうけれども、滝井委員の先ほどのお話に、二十九年のときのデフレほど今度は深刻じゃないだろうというお話が再びありましたが、私も大体そういうふうな見通しでおるわけではございませう。それはこの前の生活保護の予算を組むときの数字なんでもございませうけれども、この前の二十九年のデフレの影響が三十年に現われまして、それが大体生活保護の扶助人員で五・二%増、こう見込んだわけではございませう。これは実績でございませう。ところが今回はそれを半分の二・六%に見込んだのであります。それから人口増は一%でございませうから、結局三・二%になつたのであります。そうしてそのときの基準をどこに置いたかと申しますと、三十二年の四月から九月までの生活扶助の人員の平均を出しますと、百四十四万九千人で三・二%の増といふことで、先ほど御指摘の百五十万人ばかりの保護人員を見ただけでございませう。ところがこの前の五・二%の出で参りました二十九年のときの数字といふものは、二十九年の十一月の実績を分子にいたしまして、三十年度の実績を分子にいたしまして、五・二%ふえたといふことになりませう。それと同じやり方で今回やりますと、三十二年の四月から九月までの平均は百四十四万九千人でありますけれども、十月は百四十二万人に下つた。十一月には百四十六万人になつた。百四十六万人を二十九年のデフレのときと同じように分子にしてやりますと、今度の予算では、実は約六・七、八%の増員になつてゐるわけであ

ります。そこでいろいろな見方があると思ひますけれども、生活保護の場合には、これはほんとうに見通しだけのものではございませうから、今申しました数字から申しますと、大体これでまかなえるのじゃないか。どうしてもいけないう場合は補正もやりますし、あるいは予備費からでも出さなければならぬ、まあこういう考え方に立つております。
それから低所得階層の対策でございませうが、これは私どもの方でやります場合は、社会福祉の中でやります仕事ですから、これはほんとうに徹底的な仕事でございまして、今お話にありました世帯更生資金であるとか、医療の貸付政策であるとか、あるいは公益質屋の關係であるとか、協同組合であるとか、それから同和対策であるとか、荒脊対策であるとかいふふうなものでありませうが、これはやはり社会福祉の面だけの対策でなくて、こういう低所得階層の一番大切なことは、政府としての全体の対策だと思ふのでありませう。それはやはり労働あるいは経済といつたような対策においてそういうものが出てくる。失対事業であるとか、失業保険であるとか、あるいはまた厚生省の行政で申しますと、国民健康保険が充実される、あるいは日雇労働の改正によりまして内容が充実されることによつて、病氣になつた場合の生活保護がされていく、こういう非常に多角的なことと申していい以外に方法がない。社会福祉だけでございませうから、これはなかなか全部をカバーしていくといふことはむずかしいんじやないか、こういうふうと思つ

ております。
○滝井委員 これで終わりますが、広義の社会福祉関係で、われわれが厚生行政の中で見ておりました、たとえば生活協同組合の運動は初めは非常に推進されておつたんです。最近これがびたつととまつたんです。ところがたとえばことしの予算をいふと、たつと九百万円ですか、一千万円だったのが百万円削られておる。日本の農村における協同化、中小企業における協同化と、至るところで協同化というものが唱えられておるが、低所得階層、消費者大衆、こういうものの生活協同組合化というものが、最近厚生行政では推進する傾向がなくなつたんですね。こういう点も、もちろんこれは中小企業との關係も相当あります。しかしそれはお互いが分野をはっきり確立しておけば、その問題は割合少くなつてくるだろうと思ふんです。やはりそこらあたりの厚生行政が、何か福祉行政まで、二歩積極的な面が欠けておるんです。やはり防貧政策というからには、積極性がなくちゃならぬ。救済ならば消極的でもいいかもしね。救済ならば防貧といふからには何か積極性が出てこなければいけないと思ふんです。福祉行政の裏づけをするものとして公益質屋とか、今言つたような生活協同組合の運動とか、世帯更生資金とかが出てくると思ふ。世帯を更生するといふことは世帯の支出が合理化されなければならぬ。世帯の支出を合理化するためには弱い者が寄り集まるよりほかはない。毛利元就の昔からわれわれが小学校で習つておる三本の矢を寄せれば強くなるにきまつておる。弱い者が寄り集まつて安く物を買

う以外にはない。安く物を買うというためにはやはり協同化をさせなければできないのです。協同化した者が自分で店を持つて売つたり買つたりするといふことになる、今度は中小企業との関連の問題が出てくるが、そこあたりは行政の指導である程度調整ができると思ふ。それに一千万円なんとなつとするとボーダー・ライン層があるときに、国民の中で九人に一人という、今すぐにも生活保護に陥るうか陥るまいかのボーダー・ライン層があるわけですから、それらの諸君に何か積極的な施策を講ずるといふことがなくてはならぬ。ところがさいせんこの振興会と同じです。最近生活協同組合の予算といふものはすみっこにやられて、消費生活協同組合貸付金は九百万円ですよ。ボーダー・ライン層が一千万円おる、二百四十五万世帯だったか、一千百十三万と多分それに書いたと思ふ。演説をときどきするから覚えてゐるんですが、それらの人に協同化をやつて貸し付けの金が九百万円だといふのはあまりにも情ないんではないか。もう少し考えなければいかぬと思ふ。もう少し積極行政をやれば消極的な生活保護なんかには予算は要らなくなる。そしてそれだけ大衆が希望を持てるということなんです。生活保護の金をうんともらつても希望は持てませんよ。みずから得た金の中からそれを合理的に使つていく、家計を合理化するといふことが何として——これは自民党内閣の唱える経済基盤の強化であり、資本の蓄積にも役立つんです。どうもはなばなしく皆保険とか、結核対策とか、大きく花火を打ち揚げられるけれども、これはから花火が多いのです。血の塩

となるところの行政というものが見落
されているんです。だから厚生行政と
いうものは血の塩となる行政をやつて
もらいたい。こういう社会福祉事業法
の一部を改正する法律は、早く上げる
ばかりが能じゃないと思う。この法律
がほんとうに血となり肉となって国民
生活の中に躍動する形ができたとき、
初めて私は嬉しいな厚生行政ができて
いくと思う。だからそういう点で今の
生活協同組合というものはもう少し検
討してもらわなければいかぬ。おそら
く社会局等では、生活協同組合とい
うのはあまり検討したことはないだろ
うと思う。九百万円くらいだから、ま
あ出しておけば大蔵省が勝手につて
くれるだろうというくらいのことだ
と思う。熱意がないのです。ですから
そういう点に熱意があるならばあるよ
うな形を示していただきたいというこ
となんです。これの御答弁をいただい
て、そうして一つ社会福祉事業を血の
通うものにしていただきたいのです。
○堀木国務大臣 私には薄井委員の言わ
れることは全く御同感でございます。
私も率直に申しますと、厚生行政全
般を通じて、終戦後の厚生行政で
考えられることは、国の責任だとい
ふような考え方が国がやるので、大臣
の責任の地位に立ったのはいいのであ
りますが、しかし財政上の制約が多
い。しかも社会事業は民間の自主的な
活動というものを援助していつて、そ
れが活発に動いていくという案が必要
である。ことに防貧の点から今生活協同
組合や公益質屋やその他の問題をお取
り上げになりましたけれども、私も
も、この点はむしろある意味において
は、あまり国の責任だということ

言っていてしかも十分民間の期待に沿
わない、民間の人が自主的にそういう
活動を大いにやりたいというときに、
それに対して國家が援助しないとい
ふような状況ではだめだ。さらに協同組
合にしても、今おあげになった各種の
従来ありました協同組合活動、あるい
は公益質屋活動、国民の生活から見
て欠くべからざるものはたくさんあるわ
けであります。それらに対して予算が
少いからお前は熱意がない、こうおつ
しやいますが、私はこの点はむしろわ
れわれ自身の反省すべき重要な一つの
点であると思ひますので、今後はこの
問題について十分やうて参りたい。今
度御審議願つております社会福祉事業
法の改正にいたしましたも、あるいは
過般御審議を願ひました身体障害者の
問題につきましても、その他の問題に
つきましても、民間の活動を今後十分
積極的に国の施策と相照応いたして参
るよう努力いたして参りたいと思ひ
ます。確かに今の点は、私はまだ非常
に行き届かない面が多い一つの大きな
部面である、こういうふうと考えてお
ります。

○薄井委員 どうか一つ福祉行政が救
貧政策に陥ることなく、同時に防貧的
な役割をも演ずる方向に持つていつて
いたくとも、他の積極的な防貧政
策をも福祉行政にあわせて一つ行な
つていただくことを要望して私の質問を
終ります。

○植村委員長代理 ほかに本案に對す
る御質疑はございませんか。——なけ
れば本案についての質疑は終了したも
のと認めます。

次に討論に入るのでありますが、別
に通告もないようでありますから直ち

に採決をいたします。本案に賛成の諸
君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○植村委員長代理 起立総員。よつて
本案は原案の通り可決すべきものと決
しました。

なお本案に関する委員会報告書の作
成につきましては委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植村委員長 御異議なしと認め、そ
のようによつて可決いたしました。

本日はこれをもつて散会いたします。
午後零時四分散会

〔参照〕

社会福祉事業法の一部を改正する法律
案(内閣提出第三四号)(参議院送付)に
関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局